

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○救急病院である旨の告示 (医療課)	29
○保安林の指定解除 (丹後広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	30
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)	〃

公 告	
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧 (山城北土木事務所)	31
教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	〃
選 挙 管 理 委 員 会	
○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	34

告 示

京都府告示第16号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定期限
一般財団法人泉谷病院	京都市右京区花園伊町41の7	令 5.12.12	令 8.12.11
独立行政法人国立病院機構宇多野病院	〃 〃 鳴滝音戸山町8	5.12.13	8.12.12

京都府告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 解除保安林の所在場所
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ白石10005の7(次

- の図に示す部分に限る。)、10005の8
(2) 指定された目的
なだれの危険の防止
(3) 解除の理由
指定理由の消滅
2(1) 解除保安林の所在場所
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ白石10005の2、10005の4、10005の7(次の図に示す部分に限る。)、10005の8、小字カマヤ内オテ10007の6、10007の7、10007の9、10007の11、10007の13、10007の16から10007の21まで
(2) 指定された目的
魚つき
(3) 解除の理由
指定理由の消滅
〔「次の図」は、省略し、その図面を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、伊根町役場においてその図面を閲覧することができる。〕

京都府告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 解除保安林の所在場所
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ白石10005の10、10005の11
 - (2) 指定された目的
なだれの危険の防止
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2(1) 解除保安林の所在場所
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ白石10005の10、10005の11、小字カマヤ糸オロシ10006の4（次の図に示す部分に限る。）、10006の7
 - (2) 指定された目的
魚つき
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、伊根町役場においてその図面を閲覧することができる。）

京都府告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇治田原町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇治田原町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業（令和2年京都府告示第108号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
京都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

- 3・4・126号 大和大路本町通
- 3 事業施行期間
平成29年11月6日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

公 告

宇治市から宇治都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和6年1月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年1月19日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
令和6年度英語指導助手民間派遣業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所
仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館4階

京都府教育庁指導部高校教育課

電話番号（075）414-5815

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年1月19日（金）から令和6年2月7日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 交付方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育委員会ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>）の入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら

これを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

5 資格審査の申請手続

入札に参加を希望する者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書及び(2)のエに掲げる添付書類（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の交付場所等

ア 交付場所

2の(1)に同じ。

イ 交付期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 申請書等の提出場所等

ア 提出場所

2の(1)に同じ。

イ 提出期間

2の(2)のアに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府の一般競争入札参加資格認定名簿掲載事業者については、同名簿掲載通知の写しの提出をもって、(ア)から(カ)までに掲げる添付書類の提出に代えることができる。

(ア) 法人にあっては登記事項証明書の写し、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

※ (イ)及び(ウ)については、発行日から3箇月以内のものに限り、写しの提出も可とする。

(エ) 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調書

(オ) 法人にあっては審査基準日の直前の営業年度

に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

(カ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

(キ) 取引使用印鑑届

(ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し

(ケ) 返信用封筒（第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、84円切手を貼付したもの）

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和6年度英語指導助手民間派遣業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又

<p>は分割によって設立する法人</p> <p>(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。</p> <p>(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。</p> <p>11 参加資格の取消し</p> <p>(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。</p> <p>(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。</p> <p>オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。</p> <p>カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p> <p>(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。</p> <p>12 入札手続等</p> <p>(1) 入札及び開札の日時、場所等</p> <p>ア 日時 令和6年2月29日（木）午後1時30分</p> <p>イ 場所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第3号館4階相談室C</p> <p>ウ 郵送による場合の入札書の提出先、受領期限等</p> <p>(ア) 提出先 2の(1)に同じ。</p> <p>(イ) 受領期限 令和6年2月28日（水）</p>	<p>(ウ) その他 郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。</p> <p>(2) 入札の方法 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。</p> <p>(3) 入札書に記載する金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 開札に立ち会う者 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。</p> <p>(5) 入札の無効又は失格 次のいずれかに該当する者の入札は、無効又は失格とする。</p> <p>なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度の入札に参加することができない。</p> <p>ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札</p> <p>イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札</p> <p>ウ 委任状を持参しない代理人による入札</p> <p>エ 記名押印を欠く入札</p> <p>オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札</p> <p>カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札</p> <p>キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札</p> <p>ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札</p> <p>ケ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札</p> <p>(6) 落札者の決定方法 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和6年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和6年4月1日付けで行うこととする。</p> <p>13 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>14 入札保証金</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

16 契約書作成の要否

要する。

17 入札の執行

この入札に係る令和6年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

18 その他

- (1) 1から17までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

19 Summary

- (1) The name and quantity of the service
2024 (Reiwa Year6) Private Assistant English Teacher Dispatching Service, a set of services
- (2) Contract period
From April 1, 2024 through March 31, 2025
- (3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)
Wednesday, February 28th, 2024
- (4) The date, and place for the opening of tender
1:30 PM Thursday, February 29th, 2024
Soudansitu (Counseling room) C, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
- (5) For further information
High School Education Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No. 3 4F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL (075) 414-5815

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年1月19日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀久雄

京都府選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表4 障害者支援施設京都市地域リハビリテーション推進センターの項中「同 中京区壬生仙念町30」を「同 中京区壬生東高田町1の20」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。